

令和3年1月1日以降の求職活動要件

* 再々延長期間中は離職・廃業の方だけでなく、休業等で収入が減少した方々にも、求職活動を行っていただく必要があります。

* 求職活動要件については再々延長期間中の方だけではなく、1か月目～9か月目の期間中(当初、延長、再延長)の方も対象で変更となります。

* 離職・廃業の方については、ハローワークでの職業相談が必須となっています。現在ハローワークに求職申込みをしていない場合には必ず手続きを行ってください。求職申込みをするとハローワーク受付票がもらえますので、必ず写しを提出してください。

詳細に関しましては、支給決定後改めてご説明させていただきます。

支給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件(前ページ①～⑤と対応)			
		自立相談支援機関との相談(月1回以上)	①企業応募(週1回以上)	②ハローワーク相談(月2回以上)	③④⑤その他の活動
1か月目～9か月目	離職・廃業	必須	必須	必須	※支援プランに従う
	休業等	必須	任意	任意	必須
10か月目以降(再々延長中)	全員	必須	必須	必須	※支援プランに従う